

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、1947年の17,571人が最も多く、以降、高度成長期には減少傾向にあった。その後、大規模宅地開発等を背景に一時的に増加したが、少子高齢化により減少傾向が進み、国立社会保障・人口問題研究所の推計値によると2045年には1万人を割り込むと推計されている。

産業構造では、山形県全域と比較すると産業分類別では特に二次産業の比率が8.63%高くなっている。一次産業の比率も0.58%程度とわずかながら高く、産業大分類別の構成比では農林漁業・建設業・製造業・卸売小売業などの比率が高い状況となっている。

労働生産性の比較では、飲食サービス業と医療・福祉が県平均を上回っている。従業員数からみると製造業、卸売小売業等の占める割合が高いものの、労働生産性はあまり高くない。

また、本町の企業はすべてが中小企業であり、基幹的な産業である製造業（繊維関連・機械金属）等のものづくりに携わる事業者では、従事者の高齢化や労働人口の減少等により担い手不足、人手不足が顕在化しており、生産技術の継承と一層の生産性向上が求められている。また、既存設備の多くは年数経過により、労働生産性の面では劣っている。

以上のような状況において、最新の設備導入を促し、中小事業者の生産性を抜本的に向上させることで、人材不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者への引継ぎを可能とする取り組みを支援していくことは喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、第2期やまのべ総合戦略の大方針に掲げる「高品質で町づくり」を推進し、高品質な製品の生産強化を図り地域経済の活性化と更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林漁業、製造業、サービス業等と多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

このため、多様な産業の幅広い先端設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、市街地域、中山間地域と広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林漁業、製造業、サービス業等と多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間の何れかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税、介護保険料、下水道使用料、簡易水道料を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税等の負担公平性に配慮する。